

## 「RNAV 航行の許可基準及び審査要領」の一部改正について

### 1. 背景

国土交通省では、一定の航法能力を有する航空機の航行を前提とする航法精度を指定した広域航法（RNAV）を導入するため、当該航法を航空法第83条の2の規定に基づく特別な方式による航行として位置づけ大臣の許可を受けることを義務付けるなど航空法施行規則の一部改正を行うとともに、その許可基準として「RNAV 航行の許可基準及び審査要領」を本年6月7日付けで制定したところである。

当該許可基準においては、洋上空域、航空路及びターミナルにおける RNAV に対応するために RNAV 10、RNAV 5 及び RNAV 1/2 の3種類の基準を設定しているが、平成20年にも、進入方式について航法精度を指定した RNAV の導入が予定されていることから、これに対応する基準を整備しておく必要がある。

### 2. 許可基準の制定方針

我が国の RNAV については、国際的に調和した運航方式を導入することとしており、現行基準についても、今般 ICAO において制定される予定の ICAO マニュアル「Performance-Based Navigation Manual」(Doc 9613：以下「PBN マニュアル」という。)\*に準拠して制定している。進入方式に関する基準についても、PBN マニュアルにおいて RNP APCH 航行基準\*\*として既に制定されていることから、これに準拠して制定することとする。

\*：現在最終ドラフトが制定された段階であり、その内容は以下で公開されている。

<http://www.icao.int/icao/en/anb/meetings/perf2007/Documentation.htm>

ICAO 事務局からは、当該マニュアルによる指針を使用し、各締約国において RNAV 整備に取り組むよう要請する公文書が発出されている。

\*\*：ICAO 指針では、機上での性能監視及び警報機能を要件とする広域航法は、RNP XX と標記することとされている。また進入（approach）に対する適用のため「RNP APCH」と標記される。

### 3. 許可基準の内容

別添のとおり、RNP APCH 航行基準として定め、「RNAV 航行の許可基準及び審査要領」（平成19年国空航第195号・国空機第249号）の附属書5とする。